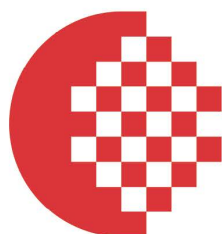


文化庁 令和2年度
第3次補正予算事業

子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業

【文化施設等活用型】
実施の手引き
(アーティストや芸術団体等用)



文化庁

令和3年 7 月

文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室

MEMO

目次

第1章 「子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業」事業概要	… P.1-3
第2章 【文化施設等活用型】における実施の流れ	… P.4-5
第3章 日程変更や中止の場合の手続きについて	… P.6
第4章 【文化施設等活用型】における対象経費について	… P.7-10
第5章 【文化施設等活用型】における精算書類の作成について	… P.11
第6章 精算書類等の記入例	… P.12-24
第7章 「子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業」ウェブサイトについて	… P.25-26
(資料) 片道100キロメートル未満の区間における特別料金の支給対象	… P.27-30

本手引書は、【文化施設等活用型】に
御対応いただくアーティストや芸術団体等向けに作成しています。

■ 事業全般、精算書類等に関する問合せ先：株式会社近畿日本ツーリスト首都圏

本事業は、文化庁から株式会社近畿日本ツーリスト首都圏に事務を委託して実施します。
問合せは下記にお願いします。

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏

「子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業」担当宛

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-14-24 西新宿KFビル 301

(KNT ビジネスクリエイト内)

TEL：0570-064-752 (平日10：00-17：00)

Email：kodomomo-shien@gp.knt.co.jp

事業専用HP URL： <http://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響下において、学校内外で子供たちが文化芸術の鑑賞や体験・修得をする機会が多く失われております。このため、学校等において実演芸術等をはじめとする多様な文化芸術の鑑賞・体験が享受できる機会を提供することを目的とします。

2. 実施区分

(1) 学校による提案型

学校が希望するアーティストや芸術団体等による鑑賞・体験教室の開催を支援します。

学校が希望するアーティストや芸術団体等による鑑賞・体験教室の開催支援	
対象	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期）、特別支援学校
会場	教室、体育館等の学校施設等
講師等	学校が希望するアーティストや芸術団体等
学校による提案型	対象分野 - 音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器など） - 演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇など） - 舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など） - 大衆芸能（落語、講談、漫才、浪曲など） - 美術（洋画、日本画、版画、彫刻、書、写真など） - 伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線など） - 文学（俳句、朗読など） - 生活文化（囲碁、将棋、華道、茶道、和装、食文化など） - メディア芸術（メディアアート、映画、アニメーション、マンガなど） 注）上記以外の分野でも、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものであれば、実施可能です。

(2) プログラム選択型

文化庁事業「文化芸術による子供育成総合事業」において特に学校からの実施希望が多い3分野（「音楽（オーケストラ・室内楽）」、「演劇（児童劇）」、「伝統芸能（能楽）」）及び令和2年度より小学校でプログラミング教育が必修化されたことやGIGAスクール構想の実現に向けて親和性の高い「メディア芸術」の計4分野について、各分野統括団体等の協力により、子供たちに質の高い文化芸術の魅力や多様性を伝えるプログラムの中から学校等が選択するものの実施を支援します。

本事業において紹介する鑑賞・体験プログラムの実施支援	
対象	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期）、特別支援学校
会場	教室、体育館等の学校施設等
講師等	次の4分野の鑑賞・体験プログラムを実施する団体
プログラム選択型	対象分野 - 音楽（オーケストラ・室内楽） - 演劇（児童劇） - 伝統芸能（能楽） - メディア芸術

(3) 文化施設等活用型

学校が希望する文化施設等において、アーティストやエドゥケーター等が協力することにより、より効果的な鑑賞・体験となるよう工夫された取り組みを支援します。

文化施設等活用型	学校が希望する会場での鑑賞・体験教室の開催支援	
	対象	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期）、特別支援学校
	会場	学校が実施を希望する文化施設等
	講師等	学校が希望するアーティストや芸術団体等
	対象分野	- 音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器など） - 演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇など） - 舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など） - 大衆芸能（落語、講談、漫才、浪曲など） - 美術（洋画、日本画、版画、彫刻、書、写真など） - 伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線など） - 文学（俳句、朗読など） - 生活文化（囲碁、将棋、華道、茶道、和装、食文化など） - メディア芸術（メディアアート、映画、アニメーション、マンガなど） 注）上記以外の分野でも、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものであれば、実施可能です。

3. 主催者

主催者及び共催者は次のとおりですが、必要に応じて会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会を「共催者」として加えることができます。

〔主催者〕 文化庁

〔共催者〕 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数及び実施校

※以下、共催者と文化庁が認める共催者（会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会）をあわせて「地元共催者」と表記します。

4. 【文化施設等活用型】における実施方法

(1) 実施回数

原則として1校につき1回

※ただし、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、3つの「密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるために同一会場で鑑賞・体験人数を分散する必要がある場合は、連携する文化施設等が設けるガイドライン等に従って、適切に分散回数を設定してください。

(2) 講師等

- ・学校が実施を希望するアーティストや芸術団体等
- ・学校が実施を希望する施設のエドゥケーター（教育普及担当）等

※できる限り近隣の地域で活動するアーティストや芸術団体、文化施設等と連携してください。

(3) 会場

学校が実施を希望する文化施設等（美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等）とします。

※ただし、会場借料等が発生する場合、通常使用料金の100%までの負担とします。

※新型コロナウイルス感染症予防対策については、会場となる施設のガイドライン等を厳守してください。

(4) 実施期間

原則令和3年7月1日（木）から令和4年2月28日（月）まで

※新型コロナウイルス感染症の影響により予定通りの実施が難しい場合など、日程の変更が生じた際は6ページの「日程変更や中止の場合の手続きについて」を御確認の上、速やかに事務局まで御連絡ください。また、変更後の日程が上記実施期間を過ぎる見込みである場合は、まずは事務局へ御相談ください。

(5) 対象経費について

原則として申請後に精査した確定額の範囲内で実施していただくものとします。

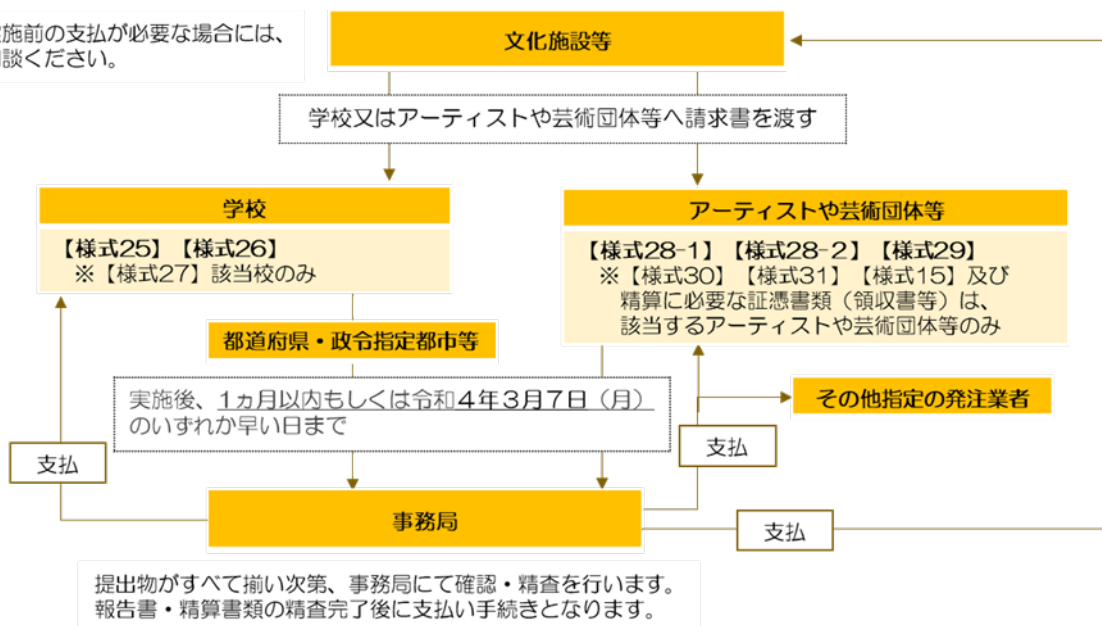
ただし、申請時に含まれている経費項目であっても、精算時に再度対象内容の確認を行い対象外項目と判断した場合には、該当の経費についてはお支払いすることができませんので、予め御確認をお願いいたします。

(6) 報告書の提出と対象経費の支払いについて

経費の精算は事務局と文化施設等又はアーティストや芸術団体等間で行います。

また、提出期限を過ぎてしまった場合には、本事業としての実績が確認できず、経費の支払いができなくなってしまうこととなりますので、報告書の提出につきましては、遅延なく御対応いただけますようお願いいたします。

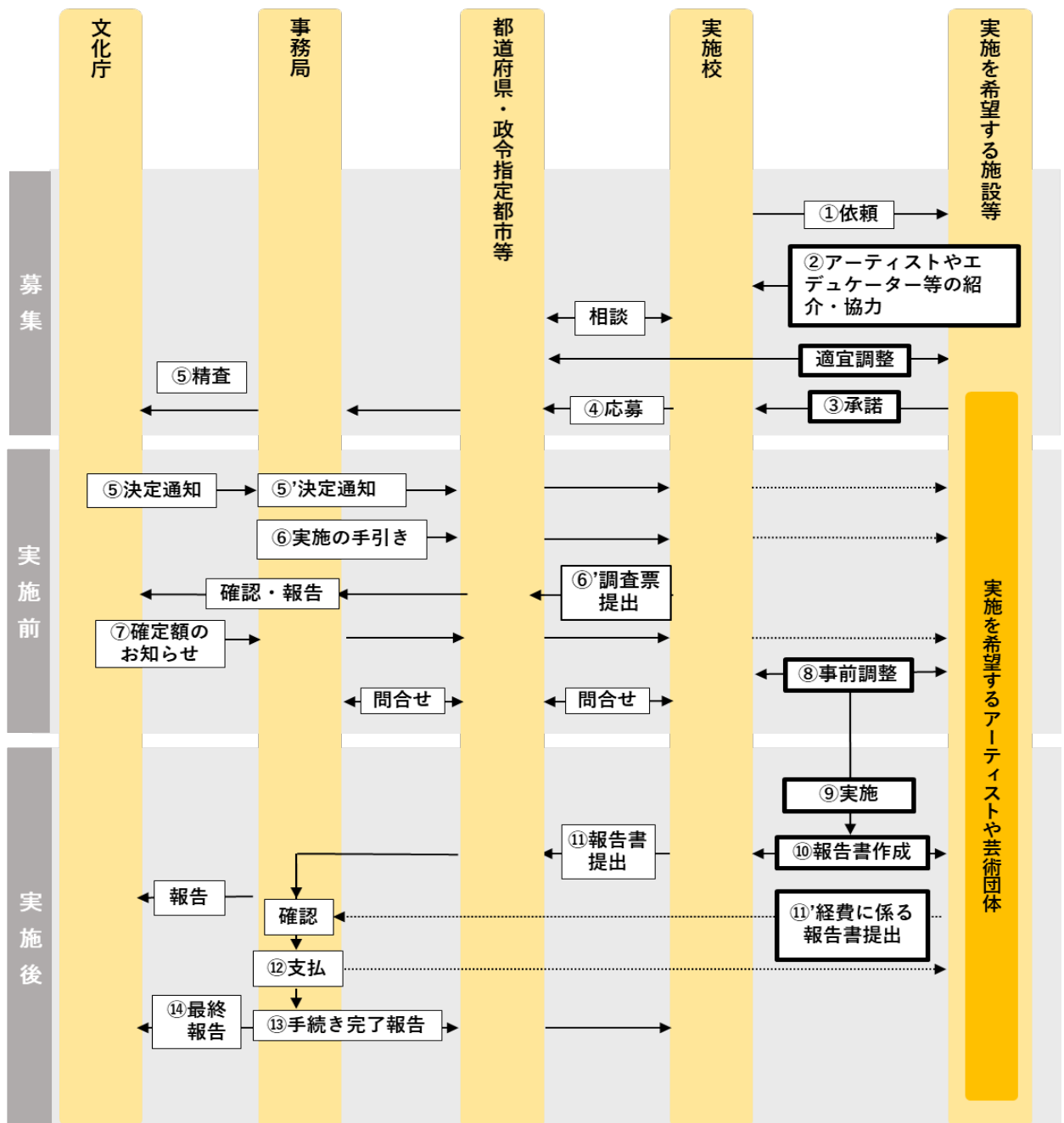
会場借料等、実施前の支払が必要な場合には、事務局までご相談ください。



第2章 【文化施設等活用型】における実施の流れ

1. 申請から報告書提出までの流れについて

申請から報告書提出までの流れは次の図のとおりです。アーティストや芸術団体等における手続等の詳細につきましては、次項を御参照ください。



太字の囲みはアーティストや芸術団体等が行う手続です。

※⑫支払につきましては、ご提出いただいた報告書をもとに、必要な箇所へ支払をいたします。
(3ページの図参照)

2. 各手続きにおける留意事項等について

各手続き段階における留意事項は次のとおりです。

アーティストや芸術団体等における留意事項

【事業実施前】

- 決定通知後、採択内容について実施校から文化施設等及びアーティストや芸術団体等へ連絡をしていただくことになっています。本年度は、決定通知後に実施校よりご提出いただいた【様式4-3】【様式4-4】をもとに確定額を決定します。（8月下旬予定）
こちらも決定通知同様、実施校からアーティストや芸術団体等へ連絡をしていただく事になっています。
- 実施日の前日までに必ず実施へ向けた事前調整・確認等を行ってください。
実施予定日の2週間程度前になっても実施校からの連絡がない場合は、お手数ですがアーティストや芸術団体等から実施校へ御連絡いただきますようお願いいたします。

（事前確認が必要な事項の例）

- ・実施校からの出発時間や文化施設等への到着時間
- ・資料等の配布物の有無
- ・当日のスケジュール
（搬出入の流れと時間、リハーサル等の有無）
- ・当日参加児童生徒数や対象学年の変更等はないか
- ・アーティストやエドューケーター等の講話や実演、実技指導等の時間や休憩の取り方
- ・実施校側の準備物
- ・写真や動画の撮影についての可否
- ・昼食や休憩について
- ・緊急連絡先の共有

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、3つの「密」（密閉空間・密集場所・密接場面）にならないようにする等の工夫や、その他感染症予防対策についても実施前に今一度確認をお願いいたします。

【事業実施後】

- 本事業における経費の精算手続きは事務局及びアーティストや芸術団体等間で行うこととなっております。
7～11ページを御一読いただき、精算書類を作成の上、事務局（株式会社近畿日本ツーリスト 首都圏）へ御提出ください。
なお、精算書類の受付期限は各校実施後、1ヵ月以内もしくは令和4年3月7日（月）のいずれか早い日までとさせていただきます。複数校の実施に対応いただく文化施設等及びアーティストや芸術団体等の精算におかれましては、複数校分の書類をまとめて御提出いただいても結構です。文化施設等（美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等）の清算手続きは、実施校又はアーティストや芸術団体等を通して事務局へ報告書をご提出ください。
詳細につきましては3ページをご確認いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症等の影響による実施日程変更があり、事前に令和4年3月1日以降の実施の承認を受けている場合は、この限りではありません。この場合の書類の受付期限については事務局へお問い合わせいただけますようお願いいたします。

※提出期限を過ぎてしまった場合には、本事業としての実績が確認できず、経費の支払いができなくなります。報告書の提出につきましては、遅滞なく御対応いただけますよう各実施校へお願いしておりますが、アーティストや芸術団体等におかれましても、実施校の報告書作成にあたっての実績確認等に御協力いただけますようお願いいたします。

第3章 日程変更や中止の場合の手続きについて

1. 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず日程変更や中止をする場合の手続きについて
日程変更や中止の場合の**手続きは実施校側が行います**が、中止の判断や延期日程の調整に当たっては文化施設等及びアーティストや芸術団体等におかれましても、検討に御協力いただけますようお願いいたします。 ※この手続きは、実施校側からの連絡によって初めて完了します。

天災等の非常事態発生

- 交通機関の運休による中止や延期の場合、各被派遣者におかれましては、交通機関より運休（中止）証明書を取得してください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響等を受けての急な日程変更や中止が生じた場合、交通・宿泊手配のキャンセル手数料、手配変更手数料については計上いただく事ができますが、未使用のチケット代等の計上はできません。キャンセル及び振り替え手数料等の計上が生じる場合は、内訳や算出根拠がわかる資料の取得をお願いいたします。
すでに発生している実費（機材のレンタル費用等）がある場合は、事務局まで御連絡ください。
- 実施を行っていない日に対しての出演料等は計上を認められませんので予め御了承いただけますようお願いいたします。

実施校と連絡を取り、予定する日程での実施の可否を判断。
併せて「延期」「中止」「判断保留」のいずれとするかを相談。

延期・判断保留

中止

延期・変更後の日程の
調整ができた

延期・変更後の日程が
現時点では決められない

■以下の内容を**実施校からメール**
又はFAXで①都道府県・政令指定
都市教育委員会と②事務局へ共有
いただきます。

- ①実施校名
- ②文化施設等及び
アーティストや芸術団体等名
- ③実施予定日
- ④判断保留の状況である旨の記載
※現在の状況や今後の見通し

やむを得ず中止
することとなった

日程調整し、実施日程が決まった

■以下の内容を**実施校からメール**
又はFAXで①都道府県・政令指定
都市教育委員会と②事務局へ共有
いただきます。

- ①実施校名
- ②文化施設等及び
アーティストや芸術団体等名
- ③変更前の実施予定日
- ④変更後の日程
- ⑤日程変更の理由

■以下の内容を**実施校からメール**
又はFAXで①都道府県・政令指定
都市教育委員会と②事務局へ共有
いただきます。

- ①実施校名
- ②文化施設等及び
アーティストや芸術団体等名
- ③変更前の実施予定日
- ④変更後の日程

■以下の内容**実施校から**をメール
又はFAXで①都道府県・政令指定
都市教育委員会と②事務局へ共有
いただきます。

- ①実施校名
- ②文化施設等及び
アーティストや芸術団体等名
- ③中止となる日程
- ④中止の理由

■「事業中止報告書」を作成し、
データにて上記宛先①②に送信し
てください。※押印不要です

第4章 【文化施設等活用型】における対象経費について

1. 経費の上限について

申請した経費の精算については、文化庁規定単価に基づく諸謝金の支払いと実施校が直接手配している教材等に係る経費の精算を除き、事務局と文化施設等又はアーティストや芸術団体等間で行います。

原則として申請後に精査した確定額が支払額の上限となりますが、申請時の一式等に含まれている経費項目であっても、精算時に再度対象内容の詳細確認を行い対象外項目と判断した場合や、お支払いにあたり必要な書類が不足している場合には、該当の経費についてはお支払いすることができません。以下の内容を御一読いただき、計上してよいか判断がつかない経費がありましたら、**発注前に**事務局へ御確認いただけますようお願いいたします。

※申請時の経費に含まれる費目のうち、明らかに対象外と判断した経費や、複数校採択による旅費の重複箇所がある場合は、別途該当箇所及び金額をお知らせします。

2. 経費の対象期間

決定通知発出日から実施終了までに生じた経費

※3文参芸第22号 令和3年6月25日（金）です。

3. 対象経費について

■対象となる経費は次のとおりです。＜募集要項 10～14ページ参照＞

- ・実働に基づく出演料、役務費、諸謝金
- ・鑑賞する児童生徒等人数分の鑑賞チケット代 ※引率する教員分も含む
- ・使用する文化施設等の会場借料、付帯設備費
- ・被派遣者の旅費
- ・児童生徒等が会場（文化施設等）へ移動するためのバス代
- ・機材等借料
- ・楽器や機材等の運搬費用
- ・実演等の場合、音楽著作権等の各種権利使用料
- ・教材費（ただし当該事業内で使用する数量まで）
- ・ワークショップ等の教材のうち、学校が準備できないもの
- ・メディア芸術等の場合、通信環境一時整備費（無線LAN等） 等
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策に必要な消耗品 等

※対象となるのは、本事業実施に当たり直接必要となる経費です。

企画や準備に係る費用は対象となりませんので御留意ください。

■対象とならない経費は次のとおりです。＜募集要項 14ページ参照＞

具体的に次のようなものですが、記載のもの以外にも対象とならない経費があります。

計上してよいか判断がつかない経費がありましたら、**発注前に**事務局へ御確認いただけますようお願いいたします。

- ・文化施設等の職員が指導者となる場合の通勤交通費
- ・講師/団体が所有する物のレンタル代（過去に貸し出しの実績がないもの）
- ・講師/団体が所有する物をメンテナンスする場合の費用
- ・講師/団体が制作した教材に係る費用や制作に係る手数料（制作費）
- ・通常、学校や児童生徒が所有しているもの（例として、ハサミや糊等）
- ・ピアノ調律代
- ・公演に係る光熱水料
- ・体育館等の条件整備にかかる経費（ピアノ移動費、暗幕設置費等）
- ・備品購入費（事業終了後も継続して使用できる物を含む）
- ・飲食代、記念品代、花束代等、個人に受益があるもの
- ・コピー用紙、トナー等本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区別できないもの
- ・企画料、制作料、監修料、企画プラン料等
- ・本事業内で制作する作品等の作詞料、作曲料、訳詞料、編曲料 等
- ・ワークショップ等で制作した作品に対するアーティストフィー
- ・公演の記録等に係る経費
- ・学校との調整に係る通信料
- ・その他、経費申請書作成時に計上されていないもの 等

第4章 【文化施設等活用型】における対象経費について

4. 精算時に必要な計上金額の根拠資料について

精算手続きにおいて提出が必要な証憑書類は次のとおりです。

なお、証憑書類に他の学校の公演経費が混在して記載されている場合は、必ず当該校で計上する箇所がわかるようにしてください。（24ページ「資料番号のつけ方」参照）

■令和3年度文化庁諸謝金単価基準に基づく講演料や出演料等

記入する様式及び計上費目	対象内容	提出が必要な根拠資料	提出方法	備 考
【様式28-2】 経費報告書兼支払依頼書 ※令和3年度文化庁諸謝金単価基準に基づく算出の場合は（1-1）を記入してください。	講師又は指導者（特別講演謝金）	1人1回当たり 35,650円 なし	-	実施時間が1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げますが、全体で30分未満の場合は1時間とみなします。 ※各実施回の公演時間数を合計した時間を入力してください。また、1日のうちに複数回に分けて実施を行う場合も、実施時間の合計で計算するものとします。
	演奏謝金	1人1時間当たり 6,520円 なし	-	
	実技指導謝金	1人1時間当たり 5,200円 なし	-	
	単純労務謝金	1人1時間当たり 1,070円 なし	-	
	出演者（演奏謝金）	1人1時間当たり 6,520円 なし	-	
	スタッフ（単純労務謝金）	1人1時間当たり 1,070円 なし	-	

■令和3年度文化庁諸謝金単価基準以外に基づく講演料や出演料等

記入する様式及び計上費目	対象内容	提出が必要な根拠資料	提出方法	備 考
【様式28-2】 経費報告書兼支払依頼書 ※令和3年度文化庁諸謝金単価基準以外に基づく算出の場合は（1-2）を記入してください。	出演料、演奏料その他実演や指導等に係る人件費等	実施を行う団体の規定に基づき算出する出演料や演奏料等	実施を行う団体の出演料等の規定及び内訳を明記した請求書	様式内又は根拠資料内のいずれかに、従事者名、単価、数量を明記してください。 請求書の宛名は、（株）近畿日本ツーリスト首都圏にしてください。
		従事者が実施を行う団体以外に所属しており、従事者本人の所属先の規定に基づき算出する出演料や演奏料等	・従事者所属先からの請求書・支払済みである場合、立替払を証明する領収書や振込明細等	

■旅費

記入する様式及び計上費目	対象内容	提出が必要な根拠資料	提出方法	備 考
【様式28-2】 経費報告書兼支払依頼書 ※（2）旅費へ支払先ごとの合計金額を記入してください。 【様式29】 従事者一覧 ※必ず作成してください。 【様式30】 旅費算定基礎表 ※提出が必要な場合作成してください。	高速バス	①領収書	①写し	-
	鉄道 特急・急行料金 ※「旅費基準表」を参照のこと（P.9-10）	①特急・急行料金の領収書	①写し	切符は不可です。
	航空機	①搭乗券または搭乗証明書 ※搭乗案内不可及び ②航空券の領収証	①②写し	①と②の両方を提出してください。
	バック旅行	①バック旅行の領収書及び ②バック旅行の内訳明細	①②写し	①と②の両方を提出してください。
	楽器等運搬のための特別旅客料金、特急・急行列車座席料金	①領収書	①写し	-
	代理店手配旅費	①請求書及び内訳明細又は ②立替払済みの場合領収書及び内訳明細	①原本 ②写し	-
	宿泊費 ※「旅費基準表」を参照のこと（P.9-10）	①領収書 【様式30】にて対象内容を明示すること	①写し	宿泊日、単価、数量が明記されていることを確認してください。
	日当 ※「旅費基準表」を参照のこと（P.9-10）	【様式30】にて対象内容を明示すること	-	-
	車賃 ※「旅費基準表」を参照のこと（P.9-10）	【様式30】にて対象内容を明示すること	-	自家用車を使用する場合のみ提出してください。

■諸雑費

記入する様式及び計上費目	対象内容	提出が必要な根拠資料	提出方法	備 考
【様式28-2】 経費報告書兼支払依頼書	上記、講演料や出演料等及び旅費以外の経費で、対象とならない経費を除く経費	①発注先からの請求書又は ②立替払済みの場合領収書や振込明細書	①原本 ②写し	必ず、対象日、品名（役務）、単価、数量等の内訳が明記されていることを確認してください。
運搬のために自家用車以外の車両を使用する場合は、諸雑費として計上してください。				
【様式28-2】 経費報告書兼支払依頼書	団体車両使用料 ※「旅費基準表」を参照のこと（P.9-10）	①車検証 ※1校ごとに毎回提出すること 【様式31】にて対象内容を明示すること	①写し	車両所有者及び車両の大きさを確認するために作成いただきます。
【様式31】 車両行程表兼支払確認表 ※車両に関連する経費を計上する場合は作成の上、提出してください。	有料道路代（高速代）	①領収証またはETC利用証明書 【様式31】にて対象内容を明示すること	①写し	-
	その他（駐車代や燃料代等）	①領収書 【様式31】にて対象内容を明示すること	①写し	従事日使用分のみ提出してください。

第4章 【学校による提案型】における対象経費について

5. 子供のための文化芸術体験鑑賞・体験支援事業における旅費基準表

旅費項目		上限・基準	備考
宿泊料 (1泊につき)	甲地方	10,900 円	さいたま市、千葉市、東京特別区、 横浜市、川崎市、相模原市、 名古屋市、京都市、大阪市、堺市、 神戸市、広島市、福岡市
	乙地方	9,800 円	甲地方以外
日当		1,100 円	ただし以下の場合は日当をお支払いできません。 ・宿泊を要さず、1日の移動距離が以下の場合 鉄道 100km未満、水路 50km未満 又は陸路 25km未満 ・鉄道、水路又は陸路にわたる場合は、鉄道 4km、水路 2km をそれぞれ陸路 1km と みなします。
鉄道料金	急行料金	特急列車： 片道 100km 以上 急行列車： 片道 50km 以上	特急列車は、片道 100km 未満であっても、次の場合には利用できるものとします。 ①（資料）片道100キロメートル未満の区間の鉄道における特別料金の支給対象（P27～30）の区間（途中駅で乗下車する場合は除きます。） ②①以外の区間で特急列車を利用することで、日程が短縮でき経済的な旅程になると認められる場合
	座席指定料金	特急列車又は急行列車を利用する場合で、片道100km以上	（資料）片道100キロメートル未満の区間の鉄道における特別料金の支給対象（P27～30）の区間（途中駅で乗下車する場合は除きます。）を利用する場合は、座席指定料金を認めるものとします。
航空費		航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	

第4章 【学校による提案型】における対象経費について

5. 子供のための文化芸術体験鑑賞・体験支援事業における旅費基準表（続き）

旅費項目		上限・基準	備考
車賃		1km 当たり37 円	被派遣者個人の所有する自家用車を使用する場合のみ計上できます。全路程を通算し、1km 未満の端数は切り捨てます。
団体車両使用料	バス（乗用）：定員で分類		被派遣者が芸術団体である場合に、芸術団体の所有する車両を使用する場合のみ認めるものとします。（精算時に自動車検査証の写しの提出等による所有者の確認が必要となります。）
	11～20名	1 日当たり 13,000円	
	21名以上	1 日当たり 23,000円	
	トラック（貨物）：最大積載量で分類		
	1t以下	1 日当たり 4,000円	
	1t超～4t未満	1 日当たり 7,000円	
	4t以上	1 日当たり 16,000円	
	その他		
一律	1 日当たり 4,000円		
高速料金		高速道路の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	

- グリーン車やクラスJ等のグレードアップ分はお支払いできません。
- 私事のための旅行と連続している場合、私事に関わる旅費は事業外経費となりますのでお支払いできません。

※こちらにない項目については、事務局へお問合せください。

第5章 【文化施設等活用型】における精算書類の作成について

1. 経費の請求手続きと支払いについて

アーティストや芸術団体等が作成する報告書類の種類は次のとおりです。

書類名		提出の要否
①	【様式28-1】 【様式28-2】 経費報告書兼支払依頼書	提出必須
②	【様式29】 従事者一覧	提出必須
③	【様式30】 旅費算定基礎表	必要な場合のみ (旅費・日当が発生する場合に必要)
④	【様式31】 車両行程表兼支払確認表	必要な場合のみ (団体所有車両、レンタカー等を使用する場合に必要)
⑤	【様式15】 振込依頼書	文化庁規定に基づく謝金及び旅費の個人立替が生じている場合で、振込先の新規登録が必要な場合に必要(従事者人数分)

※【様式15】については、新規登録時にIDを振りますので、新規登録時以降は提出不要です。
(下記「4. その他」参照)。

2. アーティストや芸術団体等が作成する報告書の提出期限・提出方法・提出先について

【提出期限】 実施終了後1ヵ月以内又は令和4年3月7日(月)のいずれか早い方とします。

【提出方法】 **原則データ送信のみ** ※Excel形式のまま御送信ください。

※【様式15】及び(株)近畿日本ツーリスト首都圏宛での請求書がある場合には、**押印原本が必要な書類**となるため、事務局宛てに御郵送をお願いいたします。

【提出先】 Email : kodomo-shien@gp.knt.co.jp

送付先 : 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-14-24
西新宿KFビル301 (KNT ビジネスクリエイト内)
子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業事務局

3. 報告書提出からお支払いまでの流れ

- 実施校及びアーティストや芸術団体等側の報告書と証憑書類が全て揃い次第、事務局において経費の内容及び証憑書類についての確認を行います。
経費の内容及びお支払いに際し必要な根拠書類について不備や不足がある場合は、事務局より確認の御連絡を入れさせていただく場合がありますので、予め御了承ください。
なお、経費内容等についての確認連絡先は【様式28-1】に記載の書類作成者、振込先等に関する確認連絡先は【様式15】に記載の御本人様とさせていただきます。
- 経費精査完了後、振込通知書にて振込予定日及び支払い内容を通知いたします。

4. その他

本事業に関する経費のお振込先の指定に際し、令和元年度又は令和2年度の「文化芸術による子供育成総合事業」、ならびに「子供のための文化芸術体験機会の創出事業」において、Bank IDの付与を受けている場合は、様式内に記載する支払先へBank IDを御指定ください。

登録内容の変更がある場合を除き、「子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業」のための再登録手続きは不要です。(【様式15】の「確認事項」にチェック✓を入れてください)

第6章 精算書類等の記入例

【様式28-1】経費報告書兼支払依頼書（文化施設等活用型）

様式28-1

株式会社 近畿日本ツーリスト首都圏御中

日付

2021年11月1日

住所

●●県●●市▼▼町111-1

アーティストや
芸術団体等名

文化太郎を代表者とする合唱団

代表者

文化 太郎

公印不要です。

令和2年度 第3次補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業 経費報告書兼支払依頼書（文化施設等活用型）

令和2年度 第3次補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業（文化施設等活用型）について次の学校の実施を行いました。
については、経費の精算書類を提出しますので、経費の支払いをお願いいたします。

実施校名

〇〇市立××中学校

省略せず、決定通知に記載されている正式校名を記入してください。

プルダウンリスト（▽印）から選択してください。

【添付書類】

書類名	添付の有無 (選択)
【様式29】従事者一覧	○
【様式30】旅費算定基礎表	○
【様式31】運搬車両行程表兼支払確認表	×
【様式15】振込依頼書	×
既に【様式15】を提出済みの場合は、どちらの学校で提出したかお知らせください。	〇〇市立〇〇小学校
精算手続きに必要な証憑書類（請求書、振込明細、領収書等）	○

提出必須です。

※注意
【様式15】を提出しない場合は空欄で結構です

御提出いただいた書類について確認事項がある場合は、こちらに記載の御連絡先へ電話又はメールにて御連絡をさせていただきます。記入漏れのないよう御留意ください。

書類作成担当者名	文化 太郎
TEL	000-0000-0000
Fax	111-1111-1111
E-mail	aaa@bb.cc

第6章 精算書類等の記入例

【様式28-2】経費報告書兼支払依頼書（文化施設等活用型）

(1-1) 文化庁規定に基づく謝金の例

様式28-2 令和2年度 第3次補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業 経費報告書兼支払依頼書（文化施設等活用型）

1. 精算総括表

確定額	費目	合計
	(1-1) 謝金	262,430
	(1-2) 謝金等	0
	(2) 旅費	66,620
	(3) 雑費	149,600
483,000	※ 総額合計	478,650 4,350

実施校から共有され確定額の数値を入力してください。

2. 精算費目別内訳

(1-1) 令和3年度文化庁補助金単価基準に基づく(講演料や出演料等)(謝金)

※ 謝金単価は税込み金額です。

※ 旅費や宿泊費を含めた金額が源泉徴収対象となります。1回の支払いが5万円を超える個人へお支払いの場合は、前送税日本e-Taxシステムで源泉徴収後の金額を振り込みます。したがって(2)旅費についても謝金単価の支払対象者ごとに合計金額を記載していただきます(内訳は【様式30】旅費算定書欄後に記入してください)。

実施対象校名

〇〇市立×中学校

② (支払先の情報)

令和元年度又は令和2年度の「文化芸術による子供育成総合事業」、「子供のための文化芸術体験機会の創出事業」においてBankIDを取得済みである場合は、「登録済」を選択してください。「登録済」の場合は、「Bank ID」にそのIDを記入してください。
未登録の場合は「新規登録」を選択し、【様式15】振込依頼書を作成の上、支払先をお知らせください。

No.	種別	氏名	回数	時間	単価	金額	発注年月日	引取年月日	支払先の情報	Bank ID	旅費の 合計金額	旅費の 計上確認	備 考
1	講師又は主指導者	文化 太郎	3 回	2 時間	35,650	106,950	2021/6/2	2021/10/1	登録済	bank-9999	3900	1	
2	出演者	文化 次郎	3 回	2 時間	6,520	39,120	2021/6/2	2021/10/1	登録済	bank-8888	5120	1	
3	出演者	文化 三郎	3 回	2 時間	6,520	39,120	2021/6/2	2021/10/1	新規登録		44300	1	
4	出演者	文化 花子	2 回	2 時間	6,520	26,080	2021/6/2	2021/10/1	新規登録		1800	1	
5	出演者	文化 青子	2 回	2 時間	6,520	26,080	2021/6/2	2021/10/1	新規登録		10800	1	
6	演技指導者	支援 太郎	2 回	2 時間	5,200	20,800	2021/6/2	2021/10/1	登録済	bank-7777	500	1	
7	車検労務者	田中 花子	2 回	2 時間	1,070	4,280	2021/6/2	2021/10/1	新規登録		200	1	
8			回	時間							0	0	
9			回	時間							0	0	
10			回	時間							0	0	
小計						262,430					66,620		

(1-2) 令和3年度文化庁補助金単価基準以外に基づく(講演料や出演料等)

① (時間)

各実施回の公演時間数を合計した時間を入力してください。また、1日のうちに複数回に分けて実施を行う場合も、実施時間の合計で計算するものとします。実施時間が1時間未満の回数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げますが、全体で30分未満の場合は1時間とみなします。
例) 第1回実施の分散1回目も分散2回目も90分行った場合 → 3(時間)と入力

(2) 旅費

※ (1-1) 令和2年度文化庁補助金単価基準に基づく(講演料や出演料等)を計上している場合は必ず従事者ごとに記入してください。

※ バック旅行等の手配においてグループの代表者がまとめて旅費の立替払いを行っている場合は、「対象者」欄へ対象者の氏名、「事務局からの支払先」欄へ立替払支払者のお名前を記入してください。

※ 代用店手配

※ グループの対象者の氏名

※ グループの代表者の氏名

※ 代用店等々の作成は不要

※ 車両を使用

※ 税込み金額を記載してください。

④ (支払先)

請求書を添付する場合は、請求書内に振込先口座が明記されているかを確認してください。立替決済済みであり領収書を添付する場合は、領収書の宛先が立替払者と一致していることを確認の上、「支払先」欄へは立替払者の団体名又は個人名を記入してください。

③ (旅費の合計金額)

(2) 旅費の「対象者」欄へ(1-1) 諸謝金と一致する氏名を入力すると右の「旅費の計上確認欄」に「1」と表示されます。「0」と表示される場合は、氏名の表記が一致していないので、確認をお願いします(旅費の計上がない場合は0の表記になったままで結構です)。また「2」以上の数字が表示される場合は、重複して計上されている可能性がありますので今一度御確認ください。

No.	対象者	内訳の記載先	金額	発注年月日	引取年月日	立替払等である場合の支払年月日	事務局からの支払先	Bank ID	資料番号	備考
1	文化 太郎	【様式30】を作成	3,900	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/1	文化 太郎	bank-9999	様式30に記載	
2	文化 次郎	【様式30】を作成	5,120	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/1	文化 太郎	bank-9999	様式30に記載	
3	文化 三郎	【様式30】を作成	44,300	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/1	文化 太郎	bank-9999	様式30に記載	
4	文化 花子	【様式30】を作成	1,800	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/1	文化 太郎	bank-9999	様式30に記載	
5	文化 青子	【様式30】を作成	10,800	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/1	文化 太郎	bank-9999	様式30に記載	
6	支援 太郎	【様式30】を作成	500	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/1	文化 太郎	bank-9999	様式30に記載	
7	田中 花子	【様式30】を作成	200	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/1	文化 太郎	bank-9999	様式30に記載	
8										
9										
10										
小計			66,620							

(3) 雑費

※ 支払先ごとに記入してください。

※ 請求書、領収書等取得する際は、

※ 自家用車以外の車両使用料は「車

※ 教材用資材の購入など既にアー

※ 「事務局からの支払先」欄へ立替

※ 税込み金額を記載してください。

⑤ (発注年月日) 本事業では、事業実施に向けて依頼した日(発注年月日)を把握する必要があります。決定通知書をもって事業開始(正式依頼)となりますので、決定通知発出日以前に生じた経費は対象となりませんので御留意ください。

⑥ (引取年月日) 実施日、納品日、借損費の場合返却日

No.	費目	従事者又は発注先	合計金額	発注年月日	引取年月日	立替払等である場合の支払年月日	事務局からの支払先	Bank ID	資料番号	備考
1	委託運搬費	(株)〇〇〇〇運搬	77,000	2021/6/2	2021/10/1		(株)〇〇〇〇運搬		資料⑧	
2	車検整備材料	(一社)〇〇〇〇協会	6,600	2021/6/2	2021/10/1		(一社)〇〇〇〇協会		資料⑨	
3	音響機材借料	〇〇〇〇有償会社	44,000	2021/6/2	2021/10/1		〇〇〇〇有償会社		資料⑩	
4	楽器レンタル費	(株)〇〇音響	22,000	2021/6/2	2021/10/1	2021/9/30	文化 太郎	bank-9999		
5										
6										
7										
8										
9										
10										
小計			149,600							

第6章 精算書類等の記入例

【様式28-2】経費報告書兼支払依頼書（文化施設等活用型）

（1-2）団体規定に基づく謝金の例

様式28-2 令和2年度 第3次補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業 経費報告書兼支払依頼書（文化施設等活用型）

1. 精算総括表

確定額	精算額		差額
	費	合計	
(1-1) 謝金		0	
(1-2) 謝金等		2,167,000	
(2) 旅費		481,900	
(3) 諸雑費		722,980	
3,000,000		3,371,880	528,120

実施校から共有された確定額の
数値を入力してください。

実施対象校名

〇〇市立××小学校

アーティストや芸術団体等名

〇〇〇〇オーケストラ(小編成)

表中青色の欄は自動で表示又は計算されます。

表中オレンジ色の欄は選択式になっています。

2. 精算費目内訳

(1-1) 令和3年度文化庁謝金単価基準に基づく講演料や出演料等(謝金)

※ 謝金単価は税込み金額です。

※ 旅費や宿泊費を含めた金額が源泉徴収対象となります。1回の支払いが5万円を超える個人へお支払いの場合は、納税額日本ツーリスト首都圏側で源泉徴収後の金額を振り込みます。
したがって(2)旅費についても謝金の支払対象者ごとに合計金額を記載していただきます(内訳は【様式30】旅費算定基礎表に記入してください)。

No.	種別	氏名	回数	時間	単価	金額	発注年月日	引取年月日	立替払済である場合の支払年月日	備考
1			回	時間						
10			回	時間						
						0				

(1-2) 令和3年度文化庁謝金単価基準以外に基づく講演料や出演料等

※ 令和3年度文化庁謝金単価基準に基づかない出演料等については、必要な添付資料を添付してください。

※ 支払先ごとに記入してください。団体・楽団等の振込により出演費を一括計上する場合も、[]

※ 税込み金額を記載してください。

①（事務局からの支払先）

請求書を添付する場合は、請求書内に振込先口座が明記されているかを確認してください。立替払済みであり領収書を添付する場合は、領収書の宛先が立替払者と一緒にいることを確認の上、「支払先」欄へは立替払者の団体名又は個人名を記入してください。

No.	従事者	従事者氏名または団体名	数量	単位	数量	単位	単価	金額	発注年月日	引取年月日	立替払済である場合の支払年月日	事務局からの支払先	Bank ID	資料番号	備考
1	出演者	指揮 太郎	1	人	1	回	99,000	99,000	2021/6/2	2021/10/1		(株)〇〇〇音楽事務所		資料①	
2	司会者	司会 太郎	1	人	1	回	22,000	22,000	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/25	(株)〇〇〇音楽事務所	①	資料②	②
3	コンサートマスター	〇田 太郎	1	人	1	回	66,000	66,000	2021/6/2	2021/10/1		〇田 太郎		資料③	
4	オーケストラ	〇〇〇〇オーケストラ	1	式	1	回	1,980,000	1,980,000	2021/6/2	2021/10/1		〇〇〇〇オーケストラ	bank-1234	資料④、規定①	
10								0							
								2,167,000							

(2) 旅費

※ (1-1) 令和2年度文化庁謝金単価基準に基づく講演料や出演料等を計上している場合は必ず従事者ごとに記入してください。

※ バック旅行等の手配においてグループの代表者がまとめて旅費の立替払いを行っている場合は、「対象者」欄へ対象者の

※ 代理店手配の場合を除き、【様式30】旅費算定基礎表を作成の上、対象者ごとに記入してください。

※ グループの代表者又は実施団体がまとめて立替払いを行っている場合で、且つ、全員が同じ行程を取っている場合は【様式29】従事者一覧で確認します。

※ グループの代表者又は実施団体がまとめて立替払いを行っている場合でも、従事者ごとに行程が異なる行程については御記入ください。

※ 代理店等を通して切符等を購入している場合で、且つ、請求書又は領収書内に全ての行程についての手配内容(利用日)の作成は不要です。

※ 車両を使用する場合、自家用車に係る費用(車賃)の計上は旅費の扱いとなります。自家用車以外の車両使用料は「運搬車両」扱いとなりますので、諸雑費に計上してください。

※ 税込み金額を記載してください。

②（資料番号）

必要箇所について資料の添付漏れがないよう御留意ください。
根拠書類の必要箇所については、8ページを御参照ください。
また、提出する証憑書類例にも必ず資料番号を振ってください。（24ページ「資料番号のつけ方」参照）

No.	対象者	内訳の記載先	金額	発注年月日	引取年月日	立替払済である場合の支払年月日	事務局からの支払先	Bank ID	資料番号	備考
1	指揮 太郎	取得請求書内に記載有	15,600	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/1	(株)〇〇〇音楽事務所		資料①	
2	司会 太郎	取得請求書内に記載有	15,100	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/1	(株)〇〇〇音楽事務所		資料②	②
3	〇田 太郎	取得請求書内に記載有	73,200	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/1	〇田 太郎		資料③	
4	〇〇〇〇オーケストラ	取得請求書内に記載有	378,000	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/1	〇〇〇〇オーケストラ		資料④	
10										

(3) 諸雑費

※ 支払先ごとに記入してください。

※ 請求書、領収書等取得する際は必ず(対象日・品名・単価・数量)が明記されている状態で御取得ください。

※ 自家用車以外の車両使用料は「運搬車両」扱いとなりますので、諸雑費に計上してください。

※ 教材用資材の購入など既にアーティストや団体側で立替払済みの経費である場合は、「立替払済である場合の支払年月日」欄へ支払日記入、「事務局からの支払先」欄へ立替払主者のお名前()を記入の上、必要な証憑書類を添えて提出してください。

※ 税込み金額を記載してください。

No.	費目	従事者又は発注先	合計金額	発注年月日	引取年月日	立替払済である場合の支払年月日	事務局からの支払先	Bank ID	資料番号	備考
1	楽器運搬費	(株)〇〇〇〇運搬	545,700	2021/6/2	2021/10/1	2021/10/30	〇〇〇〇オーケストラ	bank-1234	資料⑧、様式15	
2	音楽著作使用料	(一社)〇〇〇〇協会	6,600	2021/6/2	2021/10/1		(一社)〇〇〇〇協会		資料⑨	②
3	音響機器借料	〇〇〇〇有償会社	40,000	2021/6/2	2021/10/1		〇〇〇〇有償会社		資料⑩	
4	購入搬出スタッフ等	〇〇〇〇オーケストラ	126,000	2021/6/2	2021/10/1		〇〇〇〇オーケストラ	bank-1234	資料④	
5	コロナ対策消耗品	(株)〇〇〇〇トラック	4,680	2021/6/2	2021/10/1		〇〇〇〇オーケストラ	bank-1234	資料④	
10										

【様式29】 従事者一覧（文化施設等活用型）

小規模なグループ等の例

※必ず作成してください。

様式29

令和2年度 第3次補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業 従事者一覧（文化施設等活用型）

実施校名: ○○市立××中学校

アーティストや芸術団体等名: 文化太郎を代表者とする合唱団

No.	従事内容	芸名 (振込先の本名)	所属	実施回数	第1回			第2回			第3回		
				分散回数	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目
				実施日	9月28日	9月29日	②	10月1日					
				実施時間数	90分	90分		90分					
1	講師又は主指導者	文化 太郎	フリーランス		○	○		○					
2	出演者	文化 次郎	フリーランス		○	○		○					
3	出演者	文化 三郎	フリーランス		○	○		○					
4	出演者	文化 花子	フリーランス			○		○					
5	出演者	文化 育子	フリーランス		③	○		○					
6	実技指導者	支援 太郎	フリーランス			○		○					
7	単純労務者	支援 花子(田中 花子)	フリーランス			○		○					
8													
9													
10													
11													
12			①										
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
派遣者数合計					3	7	0	7	0	0	0	0	0

①
(従事内容)
本事業における役割やパート等を明記してください。
(芸名・振込先の本名)
芸名の記入をお願いします。
() 内に振込先の本名を御記入お願い致します。
(所属)
本事業に参加されるにあたっての御所属を記入してください。
※所属団体名が長い場合は、スペースにおさまるよう調整してください。

②
(実施日)
実施日を記入してください。
なお、大規模校への対応等の理由により連日実施を行った場合は両日程の記入をお願いします。
(実施時間数)
実施時間数を分で記入してください。例：1時間→60分
なお、3つの「密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるための工夫等により複数回の実施を行った場合は各回ごとの実施時間数の記入をお願いします。

③参加した日程及び実施回について「○」を選択してください。

第6章 精算書類等の記入例

【様式29】従事者一覧（文化施設等活用型）

楽団や劇団等の例

※必ず作成してください。

様式29

令和2年度 第3次補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業 従事者一覧（文化施設等活用型）

実施校名: ○○市立××小学校

アーティストや芸術団体等名: ○○○○オーケストラ(小編成)

No.	従事内容	芸名 (振込先の本名)	所属	実施回数	第1回			第2回			第3回		
				分散回数	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目
				実施日	10月1日	②							
				実施時間数	90分								
1	指揮者	指揮 太郎	(株)○○音楽事務所		○								
2	司会者	司会 太郎	(株)○○音楽事務所		○								
3	コンサートマスター	○田 太郎	フリー		○								
4	Vn.1	支援 花子(田中 花子)	○○○○オーケストラ		○								
5	Vn.1	B	○○○○オーケストラ		○								
6	Vn.1	C	○○○○オーケストラ		○								
7	Vn.1	D	○○○○オーケストラ		○								
8	Vn.1	E	○○○○オーケストラ		○								
9	Vn.1	F	○○○○オーケストラ		○								
10	Vn.2	G	○○○○オーケストラ		○								
11	Vn.2	H	○○○○オーケストラ		○								
12	Vn.2	I	○○○○オーケストラ		○								
13	Vn.2	J	○○○○オーケストラ		○								
14	Vn.2	K	○○○○オーケストラ		○								
15	Vla.	L	○○○○オーケストラ		○								
16	Vla.	M	○○○○オーケストラ		○								
17	Vla.	N	○○○○オーケストラ		○								
18	Vla.	O	○○○○オーケストラ		○								
19	Vc.	P	○○○○オーケストラ		○								
20	Vc.	Q	○○○○オーケストラ		○								
21	Vc.	R	○○○○オーケストラ		○								
22	Cb.	S	○○○○オーケストラ		○								
23	Ob.	T	○○○○オーケストラ		○								
24	Ob.	U	○○○○オーケストラ		○								
25	Hr.	V	○○○○オーケストラ		○								
26	Hr.	W	○○○○オーケストラ		○								
27	スタッフ	X	○○○○オーケストラ		○								
28	スタッフ	Y	○○○○オーケストラ		○								
29	スタッフ	Z	○○○○オーケストラ		○								
30	スタッフ	AA	○○○○オーケストラ		○								
派遣者数合計				30	0	0	0	0	0	0	0	0	0

①
(従事内容)
本事業における役割やパート等を明記してください。
(芸名・振込先の本名)
芸名の記入をお願いします。
○ 内に振込先の本名を御記入お願い致します。
(所属)
本事業に参加されるにあたっての御所属を記入してください。
※所属団体名が長い場合は、スペースにおさまるよう調整してください。

③

③参加した日程及び実施回について「○」を選択してください。

②
(実施日)
実施日を記入してください。
なお、大規模校への対応等の理由により連日実施を行った場合は両日程の記入をお願いします。

(実施時間数)
実施時間数を分で記入してください。
例：1時間→60分
なお、3つの「密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるための工夫等により複数回の実施を行った場合は各回ごとの実施時間数の記入をお願いします。

【様式30】旅費算定基礎表（文化施設等活用型）

小規模なグループ等の例

※対象者1名につき1枚作成するか、記入例のように、従事者ごとの合計金額が分かるかたちで作成してください。

様式30 令和2年度 第3次補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業（文化施設等活用型）

1名につき1枚作成するか、
ように、従事者ごとの合計
かるかたちで作成してくだ

文化太郎を代表者とする合同団																		
アーティストや芸術団体等名:																		
〇〇市立××中学校																		
実施校名:	曜日	日付	対象回	従事者名	移動区間	交通費(乗車券) 人数(台数)	特急・急行料金 人数(台数)	交通費計 単価	資料 番号	日当 単価	宿泊地 都庁名	宿泊料 単価	宿泊料 人数	宿泊料 合計	資料 番号	自家用車を使用 する場合の 車賃	合計	備考
実施校名:	曜日	日付	対象回	従事者名	移動区間	交通費(乗車券) 人数(台数)	特急・急行料金 人数(台数)	交通費計 単価	資料 番号	日当 単価	宿泊地 都庁名	宿泊料 単価	宿泊料 人数	宿泊料 合計	資料 番号	自家用車を使用 する場合の 車賃	合計	備考
文化太郎	火	9月28日	第1回(日)	文化 太郎	A区 ⇄ B区	JR特急なし	20.0km	1,200	1	1,200	0	0	0	0	1	1,200	1,200	
文化太郎	水	9月29日	第2回(日)	文化 太郎	B区 ⇄ A区	JR特急なし	10.0km	300	1	300	0	0	0	0	1	300	300	
文化太郎	金	10月1日	第3回(日)	文化 太郎	A区 ⇄ B区	JR特急なし	20.0km	1,200	1	1,200	0	0	0	0	1	1,200	1,200	
文化太郎	火	9月28日	第4回(日)	文化 太郎	〇〇市 ⇄ 〇〇市	自家用車	30.0km	0	0	1,100	0	0	0	0	1	0	0	
文化太郎	水	9月29日	第5回(日)	文化 太郎	B区 ⇄ A区	JR特急なし	10.0km	300	1	300	0	0	0	0	1	300	300	
文化太郎	金	10月1日	第6回(日)	文化 太郎	〇〇市 ⇄ 〇〇市	自家用車	30.0km	0	0	1,100	0	0	0	0	1	0	0	
文化太郎	火	9月28日	第7回(日)	文化 太郎	C区 ⇄ D区	JR特急あり	220.0km	6,000	1	6,000	0	0	0	0	1	6,000	6,000	
文化太郎	水	9月29日	第8回(日)	文化 太郎	D区 ⇄ C区	JR特急なし	10.0km	300	1	300	0	0	0	0	1	300	300	
文化太郎	金	10月1日	第9回(日)	文化 太郎	D区 ⇄ C区	JR特急あり	110.0km	3,000	1	3,000	0	0	0	0	1	3,000	3,000	
文化太郎	土	10月2日	第10回(日)	文化 太郎	D区 ⇄ C区	JR特急なし	220.0km	6,000	1	6,000	0	0	0	0	1	6,000	6,000	
文化太郎	水	9月29日	第11回(日)	文化 太郎	B区 ⇄ E区	JR特急なし	10.0km	300	1	300	0	0	0	0	1	300	300	
文化太郎	金	10月1日	第12回(日)	文化 太郎	〇〇市 ⇄ 〇〇市	その他	30.0km	400	1	400	0	0	0	0	1	400	400	
文化太郎	水	9月29日	第13回(日)	文化 青子	F区 ⇄ D区	JR特急あり	180.0km	2,000	1	2,000	0	0	0	0	1	2,000	2,000	
文化太郎	金	10月1日	第14回(日)	文化 青子	D区 ⇄ F区	JR特急なし	180.0km	2,000	1	2,000	0	0	0	0	1	2,000	2,000	
文化太郎	金	10月1日	第15回(日)	文化 太郎	H区 ⇄ F区	路線バス	10.0km	500	1	500	0	0	0	0	1	500	500	
文化太郎	金	10月1日	第16回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第17回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第18回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第19回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第20回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第21回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第22回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第23回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第24回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第25回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第26回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第27回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第28回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第29回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第30回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第31回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第32回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第33回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第34回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第35回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第36回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第37回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第38回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第39回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第40回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第41回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第42回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第43回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第44回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第45回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第46回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第47回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第48回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第49回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第50回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第51回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第52回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第53回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第54回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第55回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第56回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第57回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第58回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第59回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200	0	0	0	0	1	200	200	
文化太郎	金	10月1日	第60回(日)	文化 花子(田中 花子)	私鉄	私鉄	25.0km	200	1	200								

【様式15】 振込依頼書

ダウンロードいただいた様式に、

- ・ 支払先として従事者本人様名義以外の口座を新規登録する場合
- ・ すでに登録済の口座を変更する場合（御本人様名義の口座を指定）
- ・ すでに登録済の口座を変更する場合（御本人様以外の名義の口座を指定）

の記入例も掲載しておりますので、

必ずご確認の上、該当する従事者お一人様につき1枚作成してください。

様式15

支払先として従事者御本人様名義の口座を新規登録する場合

令和2年度 第3次補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業

振込依頼書

記入日 令和 × 年 × 月 × 日

(株)近畿日本ツーリスト首都圏

御中

私(従事者本人)への支払金については下記金融機関へ振り込み願います。

① 確認事項(該当する場合は次の口にチェック)

☐ 令和元年度・令和2年度「文化芸術による子供育成
住所・口座等の情報に相違ありません。

① 該当する場合は、✓を付けてください。

「2. 従事者情報(本人)」以降の記入不要箇所がグレイアウト
された状態になります。

※「1. 従事者登録」は必ず御記入ください。

1. 従事者登録

※要押印。押印漏れのないようご注意ください。

本名	文化 花子	氏 名	
性別	☐ 男 ☒ 女	生年月日	××××年 ×月 ×日
従事者登録	☒ 新規 ☐ 登録済み内 Bank ID * * * *		
登録する口座名義	☒ 本人 ☐ 本人以外		

② 「新規登録」を選択してください。Bank IDは
空白で構いません。
※新規登録以外でも、Bank IDが不明の場合は
空白で構いません。③ 「本人」を選択してください。記入不要箇所が
グレイアウトされた状態になります。

2. 従事者情報(本人)

金融機関 コード	× × × ×	金融機関名	■ ■ 銀行
支店コード	× × ×	支店名	▲ ▲ 支店
預貯金種別	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号	× × × × × × × × ※口座番号は「0」を含めた7桁、または右詰で御記入ください
口座名義 カタカナ	ブンカ ハナコ		
本人住所	郵便番号	〒 ▲ ▲ ▲ ▲ — ▲ ▲ ▲ ▲	
	通知書 送付先	都道府県	〇〇県
		市区町村	□□市
	住所	〇〇町▲▲ ×××-×	
建物名	■ ■ マンション ××号室 ※建物名を略さずに記入してください		
氏名	☒ 1. 従事者登録「本名」と同一 異なる場合は記入 →		
電話番号	△△△-△△△△-△△△△ ※日中つながる電話番号を記入してください ※電話番号はハイフン(-)を入れて記入してください 振込先等記入内容確認のため、(株)近畿日本ツーリスト首都圏より直接連絡をさせていただく場合がございます。		

※支払調書・振込通知書・マイナンバー収集の御案内及び利用目的通知書を送付いたします

【様式15】 振込依頼書

(様式続き)

3. 従事者情報(本人以外)

私(従事者本人)は、「令和2年度 第3次補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業」において御社から支払われる謝金及び旅費の受領を、下記の者に委任いたします。

委任先氏名または団体名	
※任意団体の場合は、源泉徴収をどちらで行うかを選択してください	☐ 委任先団体 ☒ (株)近畿日本ツーリスト首都圏

※個人口座の場合は、(株)近畿日本ツーリスト首都圏にて源泉徴収を行います

※団体(法人)口座の場合は、(株)近畿日本ツーリスト首都圏では源泉徴収を行いません

金融機関コード		金融機関名			
支店コード		支店名	支店		
預貯金種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	※口座番号は「0」を含めた7桁、または右詰で御記入ください		
口座名義	☐ 個人口座 ☐ 法人口座 ☐ 任意団体口座	名称 カタカナ	※カタカナのみ、省略することなく正しく記入してください		
口座 名義人 住所	郵便番号	〒			
	通知書 送付先	都道府県	市区 町村		
		住所			
		建物名	※建物名を略さずに記入してください		
	氏 名				
電話番号	※日中つながる電話番号を記入してください ※電話番号はハイフン(-)を入れて記入してください 振込先等記入内容確認のため、(株)近畿日本ツーリスト首都圏より直接連絡をさせていただく場合がございます。				
本人 住所	郵便番号	〒			
	通知書 送付先	都道府県	市区 町村		
		住所			
		建物名	※建物名を略さずに記入してください		
	氏 名	☒ 1. 従事者登録「本名」と同一 異なる場合は記入 →			
電話番号	※日中つながる電話番号を記入してください ※電話番号はハイフン(-)を入れて記入してください 振込先等記入内容確認のため、(株)近畿日本ツーリスト首都圏より直接連絡をさせていただく場合がございます。				

※支払調書・振込通知書・マイナンバー収集の御案内及び利用目的通知書を送付いたします

※本事業で得た個人情報は、本事業のみで使用します

※[子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業]ホームページ(<http://www.kodomojeiutusu.go.jp/>)にある[個人情報について]に同意していただいたものとします

※振込依頼書で登録できる口座は「一名につき1口座」までです。単一口座で不都合のある方は、必ず事前に事務局までご相談ください

【提出先】

〒160-0023
東京都新宿区西新宿8-14-24
西新宿KFビル 301(KNTビジネススクエア内)
子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業事務局 宛

【発送時の注意事項】

●押印のない場合は再度送付いただく必要がありますので、押印漏れがないか今一度御確認ください。

●代表者が複数の講師・補助者分の様式15をまとめてご郵送いただく場合は、個人情報は厳重かつ適正に管理の上、郵送記録の残る方法(特定記録など)にてご郵送ください。

請求書取得時の留意事項

請求書（取得例）

下記を御確認の上、押印のある原本を提出してください。

「納品書」や「見積書」でのお支払いはできません。

発行日：令和3年〇月〇日

御請求書

(株)近畿日本ツーリスト首都圏 御中

◆◆◆運送株式会社

〒XXX-XXXX

●●県●●市●●XX-X

TEL XXXX-XX-XXXX

FAX XXXX-XX-XXXX

運送
株式
会社
印式

下記の通り御請求申し上げます。

御請求金額

11,000円(消費税含む)

住所、電話番号を明記、押印または電子押印されていることを確認の上御提出ください。

No.	品名	単価	数量	合計
1	楽器運搬 (2021/●/● ●●市～〇〇市立〇〇小学校 往復)	10,000	1	10,000
2	(子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業) 〇〇市立××中学校実施分			
3	二重計上を避けるため、備考欄等で結構ですので、 当該事業名及び実施校名 の記載を依頼してください。			
4	※請求書は「株式会社近畿日本ツーリスト首都圏」宛てに御取得ください。 「子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業 事務局」は不可です。 (株)近畿日本ツーリスト首都圏から各支払先へ直接代金をお支払いします。 ※ 旅費や機材借料等、前払いが必要な経費であり、アーティストや芸術団体等側ですでに支払済みの経費を請求する場合は、支払先から立替払者宛ての領収書を添付してください。 ※ 経費精査は実施報告書提出後に開始し、書類に不備や不足等がある場合は、確認に時間を要する場合がございますので、この点、各請求元へ必ずお伝えいただけますようお願い申し上げます。			
5				
6				
7				
8				

※請求書に振込先情報は必ず明記して下さい。

住所等が記載されていない場合は、【様式15】振込依頼書（この場合は押印不要です）に必要事項を記入し、請求書と併せて提出してください。

小計	10,000
消費税	1,000
合計	11,000

【お振込先】

◆◆銀行 ◆◆支店 普通口座
口座番号：XXXXXXX
口座名義：◆◆◆◆ ウンソウ(カ)

※口座名義は「読み仮名」を必ず記入してください。

第6章 精算書類等の記入例

領収書取得時の留意事項

発行日： 令和3年〇月〇日

領収書

〇〇〇〇オーケストラ 代表◇◇様

下記の通り、領収いたしました。

合計金額： ￥33,000 (消費税含む)

◆◆運送株式会社

〒XXX-XXXX

●●県●●市●●X-XX

TEL XXXX-XX-XXXX

FAX XXXX-XX-XXXX

印

※他公演と合算の金額場合は、余白（又は台紙等）に内訳金額を記載すること

住所、電話番号を明記、押印又は電子押印されていることを確認の上御提出ください。

但し： 子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業

●/●実施日 〇〇市立〇〇小学校 楽器運搬費代

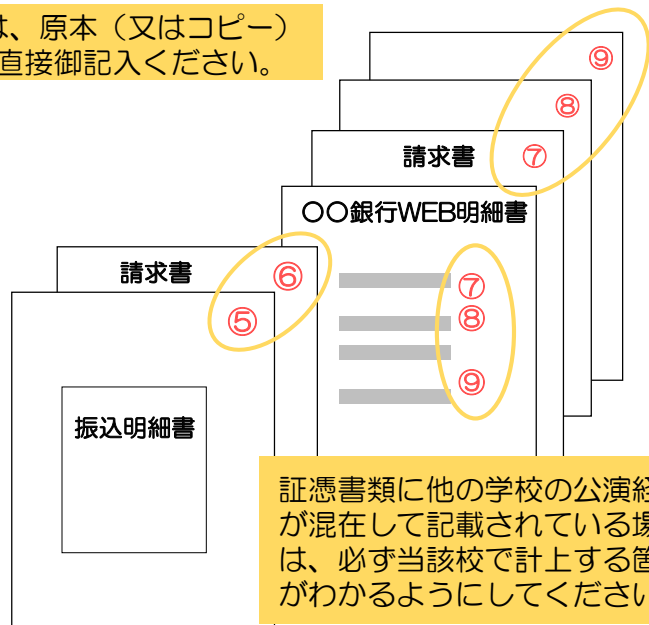
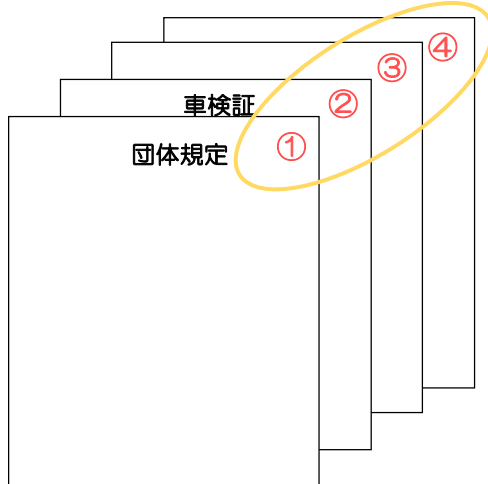
単価・数量・金額は、必ず明記してください。

※但し書きには、
事業名・実施日・
学校名・費目
を明記して下さい。

No.	内容	単価	数量	金額	備考
1	楽器運搬	10,000	1	10,000	2021/●/● ●●市～〇〇市立〇〇小学校 往復
2	楽器運搬	10,000	1	10,000	2022/▲/▲ ●●市～〇〇市立△△小学校 往復
3	楽器運搬	10,000	1	10,000	2023/◆/◆ ●●市～〇〇市立◇◇小学校 往復
4					
小計				30,000	
消費税				3,000	
合計				33,000	

[資料番号のつけ方の例]

資料番号は、原本（又はコピー）の右上に直接御記入ください。



証憑書類に他の学校の公演経費が混在して記載されている場合は、必ず当該校で計上する箇所がわかるようにしてください。

- 根拠資料、証憑書類については追加提出を求める場合もあります。
- 書類が差替えとなった場合も、番号は変更せず、「差替」と書き添えの上、提出してください。
(例：①の書類を差し替える場合→「①差替」)

※上記は記入例です。事務局での書類精査を効率的に進めさせていただくためのお願いとなりますので、各団体の経理上の処理や、管理に支障のない範囲で対応してください。

※実施の手引き（本紙）および様式等は下記サイトからダウンロードできます。

〈トップページ〉 (<https://www.kodomogeijutsu.go.jp/>)

画像はイメージです。

令和2年度 第3次補正予算事業「子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業」

トップ > 令和2年度 第3次補正予算事業 子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業 > 文化施設等活用型

● 文化施設等活用型

● 学校関係者の方へ
このページ上部は実施校等、学校関係者用の
情報が掲載されていますので御注意ください。

実施する前に確認する書類

資料名	ダウンロード	備 考
実施の手引き【文化施設等活用型】(実施校用)	PDF	実施前に必ず熟読してください

● アーティストや芸術団体等の方へ

実施する前に確認する書類

資料名	ダウンロード	備 考
実施の手引き【文化施設等活用型】(アーティストや芸術団体等用)	PDF	実施前に必ず熟読してください

実施終了後に必ず提出する書類

作成者	提出書類	ダウンロード	提出方法	備 考
アーティストや芸術団体等	【様式28-1】 【様式28-2】 経費報告書兼支払依頼書	Excel	Excelデータ送信	各校事業終了後1ヵ月以内または、令和4年3月7日(月)のいずれか早い方までに事務局((株)近畿日本ツーリスト首都圏)へデータが到着するよう提出してください。

実施終了後に必要に応じて提出する書類

※下記項目にあるものを利用し計上する場合には必ず領収書等を提出してください。

作成者	提出書類	ダウンロード	提出方法	備 考
アーティストや芸術団体等	【様式30】 旅費算定基礎表	Excel	Excelデータ送信	各校事業終了後1ヵ月以内または、令和4年3月7日(月)のいずれか早い方までに事務局((株)近畿日本ツーリスト首都圏)へデータが到着するよう提出してください。 ※【様式15】については、以下の場合で作成・提出してください。 ・文化庁規定に基づく謝金及び旅費の個人立替が生じている場合 ・振込先の新規登録が必要な場合
	【様式31】 運搬車両行程表兼支払確認表	Excel		
	【様式15】 振込依頼書	Excel	Excelデータ送信後、押印原本を事務局へ郵送	

項目	提出書類	提出方法	備 考
バス	バス運賃の根拠書類 (運賃表・検案画面のコピー等)	PDF等のデータ送信	必要に応じて提出してください 各校事業終了後1ヵ月以内または、令和4年3月7日(月)のいずれか早い方までに事務局((株)近畿日本ツーリスト首都圏)へ、データ及び書類が到着するよう提出してください。
特急・急行料金	特急・急行料金の領収証 ※切符不可		
航空機	・搭乗券または搭乗証明書 ※搭乗案内 ・航空券		
高速道路	領収証または領収書		
バック旅行	バック旅行の領収書		
楽器等運搬のための特別旅客料金、特急・急行列車座席料金	領収書		
請求書	■文化庁等へ提出する場合 団体からの請求書		
請求書又は領収書(写し)等	■実施を行う場合 実費の支払が生じる又は立替払いを行った場合 発注先からの請求書又は領収書		

取得・提出が必要な根拠書類につき
ましても必ず事前に御確認ください。
手引き内では、8ページに詳細を
記載しています。

(資料) 片道100キロメートル未満の区間の鉄道における特別料金の支給対象

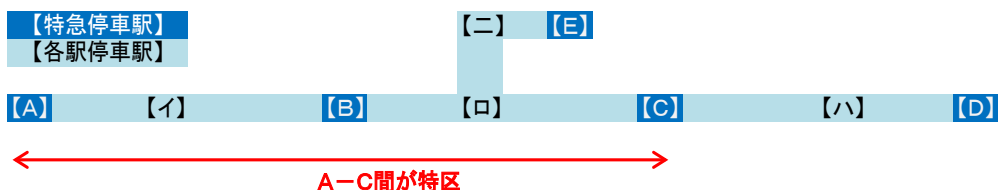
	区 間		区 間		区 間
1	函館 ～ 八雲	51	くりこま高原 ～ 北上	101	鶴岡 ～ 村上
2	新函館北斗 ～ 八雲	52	くりこま高原 ～ 新花巻	102	東京 ～ 小田原
3	新函館北斗 ～ 長万部	53	一ノ関 ～ 新花巻	103	東京 ～ 湯河原
4	八雲 ～ 洞爺	54	一ノ関 ～ 盛岡	104	東京 ～ 大月
5	八雲 ～ 伊達紋別	55	水沢江刺 ～ 盛岡	105	東京 ～ 小山
6	札幌 ～ 美唄	56	盛岡 ～ 二戸	106	東京 ～ 熊谷
7	札幌 ～ 砂川	57	盛岡 ～ 八戸	107	東京 ～ 本庄早稲田
8	札幌 ～ 滝川	58	盛岡 ～ 大曲	108	東京 ～ 石岡
9	札幌 ～ 白老	59	盛岡 ～ 角館	109	東京 ～ 八街
10	札幌 ～ 苫小牧	60	二戸 ～ 七戸十和田	110	東京 ～ 成東
11	札幌 ～ 追分	61	八戸 ～ 新青森	111	東京 ～ 横芝
12	札幌 ～ 新夕張	62	七戸十和田 ～ 奥津軽いまべつ	112	東京 ～ 八日市場
13	岩見沢 ～ 深川	63	青森 ～ 鷹ノ巣	113	東京 ～ 茂原
14	岩見沢 ～ 旭川	64	青森 ～ 大館	114	東京 ～ 上総一ノ宮
15	美唄 ～ 旭川	65	米沢 ～ 村山	115	東京 ～ 大原
16	砂川 ～ 旭川	66	赤湯 ～ 村山	116	東京 ～ 君津
17	滝川 ～ 旭川	67	赤湯 ～ 新庄	117	東京 ～ 木更津
18	旭川 ～ 白滝	68	山形 ～ 新庄	118	霞ヶ関 ～ 箱根湯本
19	旭川 ～ 士別	69	大曲 ～ 秋田	119	品川 ～ 小田原
20	旭川 ～ 名寄	70	大曲 ～ 雫石	120	品川 ～ 熱海
21	旭川 ～ 美深	71	秋田 ～ 東能代	121	品川 ～ 石岡
22	伊達紋別 ～ 苫小牧	72	秋田 ～ 鷹ノ巣	122	新横浜 ～ 熱海
23	東室蘭 ～ 苫小牧	73	秋田 ～ 象潟	123	新横浜 ～ 三島
24	東室蘭 ～ 南千歳	74	秋田 ～ 仁賀保	124	小田原 ～ 新富士
25	幌別 ～ 南千歳	75	秋田 ～ 田沢湖	125	小田原 ～ 静岡
26	登別 ～ 南千歳	76	秋田 ～ 角館	126	熱海 ～ 静岡
27	南千歳 ～ 占冠	77	八郎潟 ～ 鷹ノ巣	127	熱海 ～ 伊豆急下田
28	新札幌 ～ 新夕張	78	東能代 ～ 弘前	128	池袋 ～ 西武秩父
29	新得 ～ 池田	79	大館 ～ 新青森	129	新宿 ～ 大月
30	遠軽 ～ 北見	80	羽後本荘 ～ 鶴岡	130	新宿 ～ 箱根湯本
31	遠軽 ～ 美幌	81	羽後本荘 ～ 余目	131	三鷹 ～ 大月
32	北見 ～ 網走	82	羽後本荘 ～ 酒田	132	三鷹 ～ 塩山
33	名寄 ～ 音威子府	83	越後湯沢 ～ 長岡	133	三鷹 ～ 山梨市
34	幌延 ～ 南稚内	84	越後湯沢 ～ 燕三条	134	立川 ～ 塩山
35	幌延 ～ 稚内	85	越後湯沢 ～ 高崎	135	立川 ～ 山梨市
36	郡山 ～ 白石蔵王	86	浦佐 ～ 燕三条	136	立川 ～ 石和温泉
37	郡山 ～ 米沢	87	浦佐 ～ 上毛高原	137	立川 ～ 甲府
38	郡山 ～ 那須塩原	88	新井 ～ 柏崎	138	八王子 ～ 塩山
39	福島 ～ 仙台	89	新井 ～ 長岡	139	八王子 ～ 山梨市
40	福島 ～ 赤湯	90	上越妙高 ～ 長岡	140	八王子 ～ 石和温泉
41	福島 ～ かみのやま温泉	91	上越妙高 ～ 見附	141	八王子 ～ 甲府
42	福島 ～ 山形	92	上越妙高 ～ 黒部宇奈月温泉	142	八王子 ～ 竜王
43	福島 ～ 新白河	93	上越妙高 ～ 上田	143	八王子 ～ 韮崎
44	仙台 ～ くりこま高原	94	上越妙高 ～ 長野	144	上野原 ～ 甲府
45	仙台 ～ 一ノ関	95	直江津 ～ 長岡	145	大月 ～ 韮崎
46	仙台 ～ 浪江	96	直江津 ～ 見附	146	大月 ～ 小淵沢
47	古川 ～ 一ノ関	97	直江津 ～ 東三条	147	塩山 ～ 上諏訪
48	古川 ～ 水沢江刺	98	長岡 ～ 新潟	148	石和温泉 ～ 上諏訪
49	古川 ～ 北上	99	新潟 ～ 村上	149	甲府 ～ 富士
50	くりこま高原 ～ 水沢江刺	100	坂町 ～ 鶴岡	150	甲府 ～ 岡谷

	区 間		区 間		区 間
151	甲府 ～ 塩尻	201	館山 ～ 木更津	251	松本 ～ 長野
152	甲府 ～ 富士宮	202	館山 ～ 五井	252	安中榛名 ～ 上田
153	甲府 ～ 内船	203	館山 ～ 海浜幕張	253	安中榛名 ～ 長野
154	韭崎 ～ 松本	204	館山 ～ 蘇我	254	佐久平 ～ 長野
155	上野 ～ 小山	205	富浦 ～ 五井	255	佐久平 ～ 飯山
156	上野 ～ 石岡	206	富浦 ～ 海浜幕張	256	上田 ～ 飯山
157	東武動物公園 ～ 新桐生	207	富浦 ～ 蘇我	257	京都 ～ 日根野
158	大宮 ～ 宇都宮	208	岩井 ～ 海浜幕張	258	京都 ～ 関西空港
159	大宮 ～ 本庄早稲田	209	保田 ～ 海浜幕張	259	京都 ～ 綾部
160	大宮 ～ 高崎	210	浜金谷 ～ 海浜幕張	260	京都 ～ 福知山
161	大宮 ～ 新前橋	211	三島 ～ 静岡	261	京都 ～ 西舞鶴
162	大宮 ～ 前橋	212	新富士 ～ 掛川	262	新大阪 ～ 西明石
163	大宮 ～ 安中榛名	213	静岡 ～ 浜松	263	新大阪 ～ 姫路
164	小山 ～ 那須塩原	214	豊橋 ～ 名古屋	264	新大阪 ～ 海南
165	熊谷 ～ 軽井沢	215	豊橋 ～ 水窪	265	新大阪 ～ 和歌山
166	熊谷 ～ 安中榛名	216	豊橋 ～ 中部天竜	266	大阪 ～ 柏原
167	熊谷 ～ 佐久平	217	名古屋 ～ 米原	267	尼崎 ～ 柏原
168	本庄早稲田 ～ 軽井沢	218	名古屋 ～ 白川口	268	姫路 ～ 岡山
169	本庄早稲田 ～ 佐久平	219	名古屋 ～ 飛騨金山	269	姫路 ～ 和田山
170	高崎 ～ 長野原草津口	220	岐阜 ～ 下呂	270	姫路 ～ 八鹿
171	高崎 ～ 佐久平	221	岐阜 ～ 飛騨萩原	271	姫路 ～ 江原
172	高崎 ～ 上田	222	米原 ～ 武生	272	姫路 ～ 豊岡
173	北千住 ～ 足利市	223	米原 ～ 鯖江	273	姫路 ～ 竹田
174	北千住 ～ 太田	224	米原 ～ 福井	274	相生 ～ 岡山
175	浅草 ～ 太田	225	米原 ～ 京都	275	上郡 ～ 鳥取
176	柏 ～ 友部	226	高山 ～ 富山	276	岡山 ～ 福山
177	柏 ～ 水戸	227	長浜 ～ 福井	277	岡山 ～ 新尾道
178	柏 ～ 勝田	228	敦賀 ～ 芦原温泉	278	岡山 ～ 新見
179	水戸 ～ いわき	229	敦賀 ～ 京都	279	岡山 ～ 多度津
180	いわき ～ 相馬	230	武生 ～ 小松	280	岡山 ～ 観音寺
181	軽井沢 ～ 長野	231	武生 ～ 金沢	281	岡山 ～ 川之江
182	錦糸町 ～ 成東	232	鯖江 ～ 金沢	282	岡山 ～ 伊予三島
183	錦糸町 ～ 横芝	233	福井 ～ 松任	283	岡山 ～ 善通寺
184	錦糸町 ～ 八日市場	234	福井 ～ 金沢	284	岡山 ～ 琴平
185	錦糸町 ～ 旭	235	芦原温泉 ～ 金沢	285	岡山 ～ 阿波池田
186	錦糸町 ～ 佐原	236	小松 ～ 七尾	286	岡山 ～ 三原
187	千葉 ～ 八日市場	237	金沢 ～ 富山	287	岡山 ～ 大原
188	千葉 ～ 旭	238	金沢 ～ 黒部宇奈月温泉	288	倉敷 ～ 新見
189	千葉 ～ 銚子	239	金沢 ～ 七尾	289	新倉敷 ～ 新尾道
190	大網 ～ 安房鴨川	240	金沢 ～ 和倉温泉	290	新倉敷 ～ 三原
191	大原 ～ 海浜幕張	241	新高岡 ～ 黒部宇奈月温泉	291	福山 ～ 東広島
192	大原 ～ 蘇我	242	新高岡 ～ 糸魚川	292	新尾道 ～ 広島
193	御宿 ～ 海浜幕張	243	富山 ～ 糸魚川	293	宝塚 ～ 柏原
194	勝浦 ～ 海浜幕張	244	糸魚川 ～ 長野	294	宝塚 ～ 福知山
195	勝浦 ～ 蘇我	245	糸魚川 ～ 飯山	295	三田 ～ 福知山
196	上総興津 ～ 海浜幕張	246	上諏訪 ～ 信濃大町	296	新見 ～ 米子
197	上総興津 ～ 蘇我	247	塩尻 ～ 中津川	297	津 ～ 鶴方
198	安房小湊 ～ 海浜幕張	248	塩尻 ～ 長野	298	津 ～ 名張
199	安房小湊 ～ 蘇我	249	木曽福島 ～ 多治見	299	松阪 ～ 紀伊長島
200	安房鴨川 ～ 蘇我	250	松本 ～ 篠ノ井	300	松阪 ～ 尾鷲

	区 間		区 間		区 間
301	多気 ～ 尾鷲	351	高松 ～ 池谷	401	小倉 ～ 新鳥栖
302	新宮 ～ 白浜	352	高松 ～ 徳島	402	小倉 ～ 中津
303	紀伊勝浦 ～ 白浜	353	高松 ～ 阿南	403	小倉 ～ 柳ヶ浦
304	紀伊勝浦 ～ 紀伊田辺	354	高松 ～ 勝瑞	404	小倉 ～ 宇佐
305	串本 ～ 白浜	355	坂出 ～ 川之江	405	小倉 ～ 杵築
306	串本 ～ 紀伊田辺	356	坂出 ～ 伊予三島	406	折尾 ～ 中津
307	白浜 ～ 御坊	357	坂出 ～ 新居浜	407	香椎 ～ 行橋
308	白浜 ～ 海南	358	坂出 ～ 阿波池田	408	博多 ～ 筑後船小屋
309	紀伊田辺 ～ 海南	359	宇多津 ～ 阿波池田	409	博多 ～ 荒尾
310	紀伊田辺 ～ 和歌山	360	丸亀 ～ 新居浜	410	博多 ～ 新玉名
311	南部 ～ 和歌山	361	丸亀 ～ 壬生川	411	博多 ～ 佐賀
312	湯浅 ～ 天王寺	362	多度津 ～ 新居浜	412	博多 ～ 肥前山口
313	藤並 ～ 天王寺	363	観音寺 ～ 今治	413	博多 ～ 肥前鹿島
314	海南 ～ 天王寺	364	川之江 ～ 今治	414	博多 ～ 武雄温泉
315	和歌山 ～ 天王寺	365	伊予三島 ～ 今治	415	博多 ～ 有田
316	二条 ～ 綾部	366	新居浜 ～ 伊予北条	416	博多 ～ 行橋
317	二条 ～ 福知山	367	新居浜 ～ 松山	417	博多 ～ 日田
318	二条 ～ 東舞鶴	368	伊予西条 ～ 松山	418	博多 ～ 天ヶ瀬
319	二条 ～ 西舞鶴	369	壬生川 ～ 松山	419	鳥栖 ～ 武雄温泉
320	亀岡 ～ 綾部	370	今治 ～ 伊予大洲	420	鳥栖 ～ 早岐
321	亀岡 ～ 福知山	371	松山 ～ 八幡浜	421	鳥栖 ～ 佐世保
322	亀岡 ～ 東舞鶴	372	松山 ～ 卯之町	422	久留米 ～ 熊本
323	亀岡 ～ 西舞鶴	373	松山 ～ 宇和島	423	久留米 ～ 天ヶ瀬
324	亀岡 ～ 宮津	374	伊予市 ～ 宇和島	424	久留米 ～ 豊後森
325	園部 ～ 福知山	375	阿波池田 ～ 後免	425	久留米 ～ 由布院
326	園部 ～ 東舞鶴	376	阿波池田 ～ 高知	426	筑後船小屋 ～ 熊本
327	園部 ～ 西舞鶴	377	阿波池田 ～ 徳島	427	筑後船小屋 ～ 新八代
328	園部 ～ 宮津	378	阿波池田 ～ 阿波川島	428	新玉名 ～ 新鳥栖
329	綾部 ～ 城崎温泉	379	土佐山田 ～ 須崎	429	熊本 ～ 新水俣
330	福知山 ～ 豊岡	380	後免 ～ 須崎	430	熊本 ～ 出水
331	福知山 ～ 城崎温泉	381	高知 ～ 土佐久礼	431	熊本 ～ 新鳥栖
332	福知山 ～ 網野	382	高知 ～ 窪川	432	熊本 ～ 宮地
333	福知山 ～ 峰山	383	須崎 ～ 中村	433	熊本 ～ 豊後竹田
334	鳥取 ～ 伯耆大山	384	栗林 ～ 池谷	434	新八代 ～ 出水
335	鳥取 ～ 米子	385	栗林 ～ 徳島	435	新八代 ～ 川内
336	倉吉 ～ 松江	386	栗林 ～ 勝瑞	436	新水俣 ～ 鹿児島中央
337	米子 ～ 鳥取大学前	387	屋島 ～ 池谷	437	出水 ～ 鹿児島中央
338	松江 ～ 大田市	388	屋島 ～ 徳島	438	鹿児島中央 ～ 都城
339	出雲市 ～ 江津	389	志度 ～ 徳島	439	鹿児島中央 ～ 西都城
340	出雲市 ～ 浜田	390	徳島 ～ 日和佐	440	鹿児島 ～ 西都城
341	大田市 ～ 浜田	391	徳島 ～ 牟岐	441	新鳥栖 ～ 諫早
342	大田市 ～ 益田	392	三原 ～ 広島	442	新鳥栖 ～ 武雄温泉
343	益田 ～ 新山口	393	広島 ～ 徳山	443	新鳥栖 ～ 早岐
344	児島 ～ 伊予三島	394	新岩国 ～ 新山口	444	新鳥栖 ～ 佐世保
345	高松 ～ 観音寺	395	徳山 ～ 厚狭	445	佐賀 ～ 諫早
346	高松 ～ 川之江	396	新山口 ～ 新下関	446	佐賀 ～ 浦上
347	高松 ～ 伊予三島	397	新山口 ～ 津和野	447	佐賀 ～ 早岐
348	高松 ～ 阿波池田	398	新山口 ～ 小倉	448	佐賀 ～ 佐世保
349	高松 ～ 大歩危	399	新下関 ～ 博多	449	肥前山口 ～ 諫早
350	高松 ～ 板野	400	小倉 ～ 博多	450	肥前山口 ～ 長崎

	区 間		区 間
451	肥前鹿島 ～ 長崎	471	南延岡 ～ 南宮崎
452	中津 ～ 別府	472	南延岡 ～ 宮崎空港
453	中津 ～ 大分	473	日向市 ～ 宮崎
454	柳ヶ浦 ～ 別府	474	日向市 ～ 南宮崎
455	柳ヶ浦 ～ 大分	475	日向市 ～ 宮崎空港
456	宇佐 ～ 大分	476	宮崎 ～ 都城
457	別府 ～ 佐伯	477	宮崎 ～ 西都城
458	大分 ～ 佐伯	478	南宮崎 ～ 国分
459	大分 ～ 日田	479	新水前寺 ～ 豊後竹田
460	大分 ～ 天ヶ瀬	480	宮地 ～ 三重町
461	大分 ～ 豊後森	481	下今市 ～ 春日部
462	大分 ～ 宮地		
463	大分 ～ 豊後竹田		
464	津久見 ～ 日向市		
465	佐伯 ～ 延岡		
466	佐伯 ～ 日向市		
467	延岡 ～ 宮崎		
468	延岡 ～ 南宮崎		
469	延岡 ～ 宮崎空港		
470	南延岡 ～ 宮崎		

【図表:特区について】



【A】 ～ 【ハ】
・【A】～【ハ】まで乗車した場合は、【A】～【C】の区間については、特急料金の計上が認められます。

【A】 ～ 【B】
・【A】～【B】まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急を利用する場合は、一般管理費で対応してください。

【A】 ～ 【E】
・【A】～【E】まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急を利用する場合は、一般管理費で対応してください。

【A】 ～ 【D】
・【A】～【D】まで乗車した場合は、【A】～【D】の区間について、特急料金の計上が認められます。

対象区間